

令和4年度 名古屋市商店街商業機能再生モデル事業
(商店街店舗連携イノベーション事業) 店舗グループ募集要項

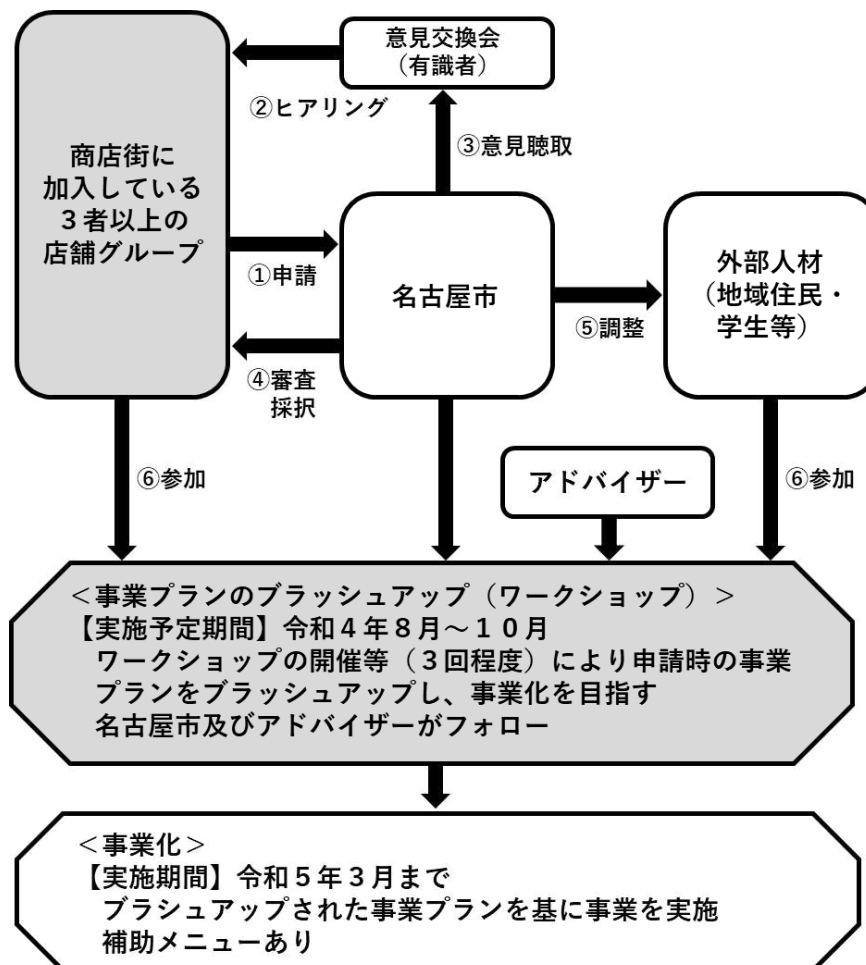
商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業として、先導的な商品・サービス開発、販路開拓事業などに取り組む店舗グループを募集します。

I 基本事項

1 事業趣旨

本事業では、商店街の複数の店舗組合員が連携して行う先導的な商品・サービス開発、販路開拓事業などを支援することで、店舗の活性化や連携促進が図られ、商店街の担い手不足の解消や商店街の活性化につなげることを目的としています。

2 事業の流れ



Ⅱ 募集内容

1 対象グループ

市内の商店街（注１）に加入している中小企業者（注２）等３者以上で構成される店舗グループ

※ 店舗グループの構成員それぞれが加入している商店街が異なる場合も申請できます。

※ 賛助会員、準会員等は除きます。

※ 申請にあたっては、加入している商店街の承諾が必要です。

※ 以下のいずれかに該当する者は店舗グループ構成員になることができません。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例に規定される暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業者
- (3) 法令順守上の問題を抱えている者
- (4) 現住所地の自治体の税を滞納している者

（注１）商店街とは、以下のいずれかを指します。

- ・ 商店街振興組合
- ・ 商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合
- ・ 商工会

（注２）中小企業基本法において定義される中小企業者。ただし、以下のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除きます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の３分の２以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業者以外の会社をいいます。

2 募集グループ数

2 グループ

3 対象事業

以下の要件すべてに該当する事業

- (1) 「地域資源を活用した新商品の開発」や「異業種連携による新サービス・共同ブランドの開発」等の新たに実施する先導的な取り組みであること
- (2) 商店街エリア全体への活性化につながる取り組みであること
※既に商店街で実施しているイベント等の開催は応募対象外です。

4 留意事項

- ・アドバイザーの指導のもとワークショップを開催し、申請時に提出いただいた事業プランのブラッシュアップを行います。
- ・アドバイザーについては事業プランの内容に応じて、店舗グループとも調整のうえ本市が選定します。
- ・ワークショップの参加者は、ユーザー目線の意見等を取り入れるため、店舗グループ構成員のほか、地域住民等の加入を想定しています。
- ・アドバイザーへの報酬、会場借上げ料等は本市が負担します。
- ・ワークショップの成果について、市ホームページや市が作成する冊子等で公表する場合があります。また、セミナー等で成果発表をお願いする場合があります。

Ⅲ 応募手続き

1 応募書類の提出

(1) 応募書類及び添付資料の一覧

1	実施店舗グループ応募申請書（様式 1）
2	店舗グループ構成員名簿（様式 2）
3	事業プラン（様式 3）
4	収支予算書（様式 4）
5	店舗グループ代表者の （法人の場合）直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し （個人の場合）確定申告書類の写し
6	（法人の場合）役員名簿、登記事項証明書の写し （個人の場合）住民票、開業届の写し ※店舗グループを構成する全事業者分提出が必要です ※登記事項証明書と住民票については申請日の前 3 か月以内に発行されたもの
7	現住所地の自治体の税に関する滞納がない旨の証明 ※店舗グループを構成する全事業者分提出が必要です ※申請日の前 3 か月以内に発行されたもの
8	商店街において、本事業への応募について議決した総会、理事会等の議事録の写し ※店舗グループを構成する事業者が加入している全商店街分提出が必要です
9	商店街の組合員名簿又は会員名簿 ※店舗グループを構成する事業者が加入している全商店街分提出が必要です
10	商店街の登記事項証明書の写し及び定款又はこれに準ずる規約、会則等 ※いずれも店舗グループを構成する事業者が加入している全商店街分提出が必要です ※補助金申請等にかかる書類として従前に本市へ提出している場合は変更がない場合に限り省略することができます

(2) 提出期限 令和 4 年 7 月 25 日（月）

(3) 提出方法

下記まで持参又は郵送、メールにて、(1)の資料一式を1部提出してください。

【提出先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(名古屋市役所本庁舎5階)

名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課 推進係

電 話：052-972-2432

メール：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

2 提出にあたっての留意点

- (1) 応募書類の作成にあたっては、審査基準（6ページ参照）を参考に考案してください。
- (2) 必要に応じて、図表等を用いて記載してください。
- (3) 補足資料の提出や内容の確認をお願いする場合があります。
- (4) 提出する用紙は、日本工業規格に定めるA4に統一してください。

Ⅳ 審査・採択

1 審査・採択方法

審査及び採択は、意見交換会による有識者からの意見を踏まえて、本市が行います。募集グループ数に達しなかった場合についても審査を行います。

なお、意見交換会では店舗グループからのヒアリングを行う予定にしています。意見交換会は 7 月下旬に開催する予定ですが、詳細な日程については改めて通知します。

2 審査基準

審査基準は下表のとおりです。

審査項目	審査の観点
事業に対する 理解・意欲	・ 本事業に対する理解が十分であり、かつ、本事業に対する意欲が十分か
実施体制	・ 事業計画実施に必要なメンバーはいるか ・ 事業者間の役割分担は適切か ・ 商店街との協力体制は構築されているか
取組内容	・ 取組内容の新規性 ・ 取組内容の妥当性 ・ 取組内容の採算性 ・ 取組内容の継続性 ・ 事業を成功させるための工夫はされているか
事業効果	・ 店舗グループ構成員店舗の機能強化、売上向上の効果が見込めるか ・ グループによる相乗効果が見込めるか
商店街への 波及効果	・ 商店街や地域の現況、魅力、課題、ニーズ等について、適切に把握しているか ・ 商店街への波及効果が見込めるか

V 採択後の流れ

時 期	内 容
8～10 月	ワークショップの開催等による事業プランのブラッシュアップ
事業プラン 完成後随時 ～1 月	補助金申請 ○事業化にあたっては、補助金メニューが利用可能 ・補助率：1/2 以内（応募申請時点において店舗グループ構成員に創業又は事業承継 5 年以内の者を含む場合、2/3 以内） ・限度額：100 万円 ・対象経費：開発費、広報・印刷費等
～3 月	事業実績報告

VI 補助対象経費について

事業化にあたって活用できる補助金の補助対象経費は以下のとおりです。本事業申請時の収支予算書を作成する際にご活用ください。

費 目	補 助 対 象 経 費	備 考
開 発 費	○新商品の試作品や包装パッケージの試作、新サービス開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費。	・購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、原則、補助事業完了時には使いきること。 未使用分に相当する価格は、補助対象外とする。 ・補助対象となるのは、試作品の生産に必要な経費のみ。
無体財産購入・使用費	○事業実施に必要な意匠権、商標権等の無体財産の購入や使用に要する経費。	

委 託 料	○事業の企画運営委託に要する経費。 ○各種調査研究委託に要する経費。 ○指導コンサルタント委託に要する経費。 ○その他補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。	・各種調査研究委託料については、委託内容の分かる請求書、契約書等の他、報告書等の成果物の写しを提出することを要する。 ・指導コンサルタント委託料については、委託内容の分かる請求書、契約書等の他、会議録等のコンサルティングの内容がわかるものを提出することを要する。
広報・印刷費	○事業を効果的に実施するために必要な広告宣伝に要する経費。 ○事業遂行に必要な印刷物等を印刷・製本するために支払われる経費。	・印刷製本費については、原則として印刷物を提出することを要する。
借 料 ・ 損 料	○事業実施に直接必要な機器・器具等の賃借料及び使用料。	・当該年度の事業に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が当該年度を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費とする。 ・賃貸借契約にかかる経費は補助対象外とする。
雑 役 務 費	○事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費。	

内装・設備工事費	○店舗等の内装・設備工事に要する経費及び当該年度において事業が終了したことによる撤去等現状復旧のために支払われる経費。	・取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満のものに限る。 ・建築物の主要構造部を変更する工事（壁面に窓を新設、建物の床面積、構造の変更など）に要する経費は除く。
消耗品費等	○事業実施に伴い発生するその他経費（消耗品費、保険料、出展料等）	

そ の 他
○事業実施上特に必要であると認められる経費については、補助対象経費とする。 ○下記の経費については、補助対象経費としない。 ・補助事業に特定できない経費 ・振込手数料（ただし、請求金額以内の支払いにかかるものを除く。） ・支払証拠書類がないもの（10 万円以上の支払いについては、必ず振込による方法で行うものとする。ただし、行政機関への支払い、切手購入等振込での支払いが困難である場合は除く。） ・当該年度の 3 月 31 日までに支払いが完了していない経費 ・店舗グループ構成員間で調達されたもの ・見積書の作成にかかる経費

VII 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課 推進係 （名古屋市役所本庁舎 5 階） 電 話：052-972-2432 メール：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp
